2026 年 11 月 13 日
日本郵便株式会社
南 関 東 支 社

藤沢郵便局社員による無資格認証事務の発生

南関東支社（神奈川県川崎市川崎区、支社長　田村 浩紀）受持区域内の藤沢郵便局において、2026 年 4 月から 10 月にかけて、郵便認証司※1 でない社員が特別送達郵便物※2 の郵便送達報告書※3 の認証事務を行うという事案が判明しました。

お客さまに多大なご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

また、社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事案を発生させたことを重ねてお詫び申し上げます。

1 発生局

藤沢郵便局（神奈川県藤沢市藤沢 115 - 2）

2 行為者

高齢再雇用社員

3 概要

当該社員は、2026 年 3 月 31 日に藤沢郵便局の正社員を退職し、同局で高齢再雇用社員となり郵便認証司資格を喪失しましたが、同局では当該社員に対し、「正社員を退職すると同時に郵便認証司の資格を喪失する」旨の通知が行わなかったため、資格喪失の認識がないまま、同年 4 月 2 日から 10 月 14 日にかけて、計 111 件の認証事務を行ったものです。

4 判明の端緒

2026 年 10 月 15 日（木）、社内の検査部門において、当該局に保管している郵便送達報告書の写しを検査した際に、郵便認証司でない当該社員が認証事務を行っていたことが判明したものです。

5 お客さま対応

該当する郵便物の差出人さまに連絡を取らせていただき、お詫びの上、お客さまのご意向に沿った対応をさせていただいております。

6 その他

本件については、2026 年 10 月 23 日（金）、総務省に報告を行っております。

本件判明後、当該局において不適正な認証事務は是正しています。

今般の事案を受けて、必要かつ適切な再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス指導の徹底に努めてまいります。

※1「郵便認証司」とは、郵便法に基づき内容証明および特別送達の認証を行う者（みなし公務員）であり、会社の使用人でなくなった際に、総務大臣から罷免の手続きを経てその職を失うものです。
※2「特別送達」とは、郵便物を民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 100 条第 1 項及び第 103 条から第 106 条までに掲げる方法により送達し、その送達の事実を証明するものです。
※3「郵便送達報告書」とは、特別送達郵便物を送達したとき、送達に関する事項（送達の場所、送達年月日時、送達方法、配達担当者など）を記載して、郵便認証司による認証後、差出人に送付するものです。

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】
日本郵便株式会社 南関東支社
経営管理部 広報・渉外担当
電話：（直通）044-280-9011